

## 出入国及び在ラオス外国人管理法

### 第 I 編

#### 総則

#### 第 1 条 目的

本法律は、出入国及び在ラオス外国人管理に関する原則、規則及び措置を定め、当該事業・活動が、近代的、迅速なサービス、効率性を持ち、国家の独立性・安全保障、社会の治安・秩序の維持、そして地域及び国際社会との連結性を狙い、国家の発展及び保持において貢献できるようにする。

#### 第 2 条 ラオス 出入国

ラオス 出入国は、規則に基づき、正しく、十分に手続きを済ませ、乗り物と一緒に、ラオス国民、外国人、永住者、無国籍者が出入国を行うことである。

ラオス 出入国管理は、ラオスの出入国を行うことにおいて、手助け、管理、モニタリング及び検査を行うことである。

#### 第 3 条 在ラオス外国人管理

外国人とは、訪問、観光、期間を定められた正式又は正式でない（ある）活動を目的とし、ラオスに入国し、ラオスで生活した、永住者、無国籍者を含んだ他の国籍を有する者を意味する。

在ラオス外国人管理は、任務遂行、事業経営、訪問、観光、又は期間限定の活動を目的とし、ラオスに入国し、ラオスで生活した該当の外国人の活動において、手助け、モニタリング及び検査を行うことである。

#### 第 4 条 用語説明

本法に用いられる用語は、次のように意味を有する。

- 「ラオス 出入港」とは、国際出入港、地方出入港及び慣習出入港から構成し、当局が規定している出入国の審査を行う場所を意味する。
- 「国際出入港」とは、ラオス国民、永住者、外国人及び無国籍者に対し、法律・規則に適合したパスポート（旅券）、

ボーダーパス、緊急ボーダーパス及び代用するその他の渡航に必要な文書を用い、出入国を許可する場所を意味する。

- 「地方出入港」は、ラオス国民及びラオスと国境の接した隣国の国民に対し、双方の正式な合意により、法律・規則に適合したパスポート、ボーダーパス、緊急ボーダーパス及び代用するその他の渡航に必要な文書を用い、出入国を許可する場所を意味する。
- 「慣習出入港」とは、ラオス国民及び国境周辺又はラオスと国境の接した郡に居住する隣国の国民に対し、双方の正式な合意により、法律・規則に基づいたボーダーパス、緊急ボーダーパスを用い、出入国を許可する場所を意味する。
- 「ラオス国民」とは、ラオスで生まれ、出生の時からラオス国籍を有する者、又は外国で生まれ、父又は母がラオスで生まれ、出席の時からラオス国籍を有する者である。
- 「身分証明書」とは、身分を証明するものとして、本法第 39 条により、外国人に発効されるものである。
- 「滞在許可証」とは、期間を限定したラオスへの滞在を証明するものとして、本法第 34 条により、外国人に発行されるものである。
- 「滞在登録」とは、本法第 33 条による個人に対する滞在の許可である。
- 「査証」とは、或る一国の出入国の許可である。
- 「家族員」とは、夫、妻及び子を意味する。
- 「乗員をラオスに出入国させる乗り物」とは、各種の車両、列車、船舶、飛行機又は機械、人力又は動物の力により移動できるものである。

#### 第 5 条 在ラオス外国人管理及び出入国業務についての政策

政府は、在ラオス外国人管理及び出入国管理業務の活動に対し、充実したインフラ整備し、人材、予算、乗り物、機材を投入する形で、当該業務が適合、円滑、協力、かつ近代的であるように、促進、推進、環境整備、手助けをする。

#### 第 6 条 在ラオス外国人管理及び術入国業務における活動の原則

<sup>1</sup> ラオス語では、正式名の「ラオス人民民主共和国」の略を用いている。本法律で訳した「ラオス」は、正式名の「ラオス人民民主共和国」を意味する。

# 出入国及び在ラオス外国人管理法

出入国管理業務及び在ラオス外国人管理の活動は、次の原則に基づき実施される。

- 1 憲法、法律、規則、国際条約、及びラオスの加盟した多国間条約に適合する。
- 2 円滑、迅速、透明、そして近代的なサービスを保証する。
- 3 全国で、統一的・集中的に管理する。
- 4 国家安全保障、社会の治安及び秩序を保証する。

## 第7条 法律の適法範囲

本法は、ラオスに出入国し、活動及び生活を行う法人、組織、ラオス国民、永住者、外国人、無国籍者に対し、適用する。

## 第8条 国際協力

政府は、出入国管理業務及び在ラオス外国人管理において、国際条約・ラオスの加盟した多国間条約を履行し、教訓、技術、情報の共有、専門的な知識を強化・向上させる外国、地域及び国際協力を促進する。

## 第II編 ラオス出入国

### 第1章 ラオス出入国の条件

#### 第9条 ラオス出入国の総合的な条件

ラオスに出入国する個人の総合的な条件は、以下のとおりである。

1. ラオス国民、永住者、外国人、無国籍者は、適合、充分、完全な渡航に必要な文書を所持しなければならない。
2. 多重国籍のため、何冊かの適合、充分、完全なパスポートを所有する個人は、ラオス入国に際し、ラオスに到着する前の最終出入港又は直前の出入国で出国手続きに用いたパスポートを使用する。
3. 入国した時に、出入港の入国審査官により、入国勝因された適合、充分、完全なパスポートを所有する、又は適合にラオス滞在延長の許可を受けた個人は、ラオス出国に際し、入国の際に使用したパスポートを使用する。
4. 渡航に必要な文書に出入奥の証印を必要としない国から来た個人は、二国間協定又はラオス政府の決定に従い実施する。
5. パスポートが紛失、又は使用できない場合、自国の大使館、領事館に対し新しいパスポートを申請するために、現場の警察官及び入国管理局の審査官の証明書がなければならない。そして外務省に出国査証を申し出してから、ラオスから出国することができる。

その他の渡航に必要な文書に対し、別の規則に従い実施する。

#### 第10条 ラオス国民及び永住者のラオス出入国

ラオス国民の出入国は、次のように実施する。

- 1 渡航先の国の入国査証を有する。ラオスとの査証免除協定がある国の場合、その協定に従い実施する。
- 2 ラオス及び国境接した国に出入国する時、ラオスとその該当国の二国間協定により、ボーダーパス又は緊急ボーダーパスを使用する。
- 3 ラオス出入国する時、パスポートを使用し、出入港の出入国審査官に提示する。
- 4 外交及び公用パスポートを使用する者は、関連機関からの正式な証明書を保持し、出入港の出入国審査官に提示する。ラオス出入国する永住者は、パスポート、身分証明書又は永住者の世帯台帳<sup>2</sup>の写しを、出入港の出入国審査官に提示する。

#### 第11条 外国人及び無国籍者のラオス出入国

外国人及び無国籍者の出入国は、次のように実施する。

- 1 外交、公用及び一般渡航において、ラオスと査証免除協定がある国の外交、公用及び一般パスポートを保持する者は、当該の二国間協定に従い実施する。
- 2 ラオスとの査証免除協定が無い国の外交、公用及び一般パスポートを保持する者は、ラオスに入国する前に入国査証の手続きに従い実施する。
- 3 ラオスの一方的査証免除国の国民は、ラオス政府の合意に従い実施する。
- 4 出入国に際し、出入国の出入国審査官に申し出る。
- 5 ラオス入国に際し、パスポート、ボーダーパス又は緊急ボーダーパスを保持する隣国の居住者は、二国間協定に従い実施する。

ラオスとの協定がある国の民間航空のていきびんの乗務員において、該当国の航空の条組員の身分証明書を保持し、空港のある都市に滞在する目的を有する時に、国際規則により、24時間以内のラオス入国及び滞在を許可される。ただし、空港の出入国審査官による審査を受けなければならない。

#### 第12条 ラオス入国の拒否

ラオス入国を拒否される外国人及び無国籍者は、以下の通りである。

- 1 ラオス国家の名誉棄損及び誹謗中傷を含み、安全保障、治安、国家の総合的な利益を侵害する活動を行った者。
- 2 窃盗を犯し又は国際的な窃盗への関与、テロ、国際的な犯罪、人身売買、密航、又は密航の手助け、国際売春、売春婦の人

<sup>2</sup> ラオス語では、「サムマノ・クア」と言い、英語では household register.

# 出入国及び在ラオス外国人管理法

身売買、及び性犯罪を犯し又はその犯罪に関与している根拠のある者。

- 3 ラオス入国拒否のリストに掲載されている者。
- 4 他人物、偽造物、一部の情報を改ざんした物、不十分又は不完全な物のような、不適合な渡航に必要な文書を用いた者。
- 5 ラオスでの一時的な滞在期間に対し、財政状態が不足している者。
- 6 国際規則及び関連機関の通知に基づいた感染症、再発率の高い重大な病気に罹患した者。

## 第13条 ラオス出国拒否

ラオス出国を拒否される者は、以下の通りである。

- 1 ラオス国家の名誉棄損及び誹謗中傷を含み、安全保障、治安、国家の総合的な利益を侵害する活動を行った者。
- 2 他人物、偽造物、一部の情報を改ざんした物、不十分又は不完全な物のような、不適合な渡航に必要な文書を用いた者。
- 3 捜査機関、人民検察院、人民裁判所、関連機関、情報を有する当局担当官又は相手当事者の要請により、刑事事件又は民事事件に関与し、訴訟手続又は罰金刑執行、民事的賠償が、まだ終了していない者。

## 第2章

### 乗り物によるラオス出入国における 個人、法人及び組織の責任

#### 第14条 乗員をラオス出入国させる乗り物

乗り物を用いて乗員をラオスに出入国させる個人、法人及び組織は、規則に基づき、出入国港の出入国審査官に対し、明確、かつ詳細に出入日、乗り物を知らせ、当局の指定した出入国港を使用しなければならない。同時に、乗員の名簿を知らせることとする。乗員を輸送する国内線及び国際線の飛行機は、別の規則に定める。

#### 第15条 ラオス出入国の乗り物を使用する個人、法人及び組織の責任

乗り物を利用し、ラオス出入国する個人、法人及び組織は以下の責任を有する。

1. 法律違反に関する情報があった、又はその疑いがあった場合、出入国審査官に対し協力するとし、出入国審査官は乗客、乗り物又は商品リストに載っていない私物を捜索することができる。
2. 本法律第9、12及び13条に定められた条件に適合しない乗客を入国させた場合、その者は、ラオスからのその送還を含み、食事、宿泊及びその他経費を負担する。

## 第3章 出入国港の監理及び防衛

### 第16条 出入国港の監理

ラオス出入国港の管理とは、治安及び安全を保障するために、出入国港のエリアにおいて、厳密に出入りに関する管理、秩序性ある配置、モニタリング及び検査を行うことである。

### 第17条 技術制度の管理

技術制度の管理とは、専門的に保証ができ、そしてデータベース・情報が連結できるために、ラオス出入国管理業務の管理、モニタリング、検査を行うのに、近代的技術機材を使用することができることである。

### 第18条 提出する書類

出入国港の防衛とは、緊急時に十分な防御、防止及び防止ができるように、出入国港のエリアにおいて、治安妨害、損害を起こすためにラオス出入国を悪用する悪い個人・グループの活動に関し、捜査、状況把握を行うことである。

出入国港のエリア又は国境において国家の安全保障に触れる緊急事態が発生した場合、出入国港の警察官は、部隊を設置しなければならない。そして、緊急時に対応できるように防止、コントロール及び解決するため、関係部署と連携する。

緊急事態の解決における手順及び規則は、国家治安維持業務に関する法律及びその他の関連法律に基づき、実施する。

## 第4章

### ラオス出入国査証の種類及び発行

#### 第19条 査証の種類

ラオス出入国査証の種類は、以下の通りである。

- |    |                    |                 |
|----|--------------------|-----------------|
| 1  | 外交査証               | (D-A1)          |
| 2  | 公用査証               | (S-A2)          |
| 3  | 配偶者査証 <sup>3</sup> | (SP-B3)         |
| 4  | 任意査証               | (C-B1)          |
| 5  | 観光査証               | (T-B1)          |
| 6  | 短期査証               | (NI-B3)         |
| 7  | 長期査証               | (I-B3)          |
| 8  | 永住査証               | (P-B3)          |
| 9  | 専門家査証              | (E-B2)          |
| 10 | 経由査証               | (TR-B3)         |
| 11 | 事業査証               | (NI-B2 又は I-B2) |
| 12 | 学生査証               | (ST-B2)         |

<sup>3</sup> ラオス語では、「夫または妻」と表現。

# 出入国及び在ラオス外国人管理法

- 13 報道査証 (M-B2)  
14 労働査証 (LA-B2)

有効期限が残っているものの証印される査証用のページが無いパスポート、ラオスと国交<sup>4</sup>の無い国・地域のパスポートの場合、及び、外交又は安全保障の自由がある場合において、大使館又は領事館の担当官、国際出入国港の査証発行係の審査官が臨時査証<sup>5</sup>を発行する。

## 第20条 各種類の査証の発行

各種類の査証の発行は、次の通りに実施しなければならない。

ラオス出入国査証の種類は、以下の通りである。

- 1 外交査証は、関連機関からの申し出により、家族員を含め、短期及び長期にラオスで任務を遂行する外交官補の地位をはじめとする外交官、領事館員、国連及びその他の国際機関の代表・副代表に発行する。
- 2 公用査証は、大使館、領事館、領事館に属する事務・技術担当職員とその家族員に発行する。
- 3 配偶者査証は、法律に従い、ラオス国民と婚姻登録を行った外国人及び無国籍者に発行する。
- 4 任意査証は、次の者に発行する。
  - ・二国間関係枠組み内の協力事務所に所属する職員、ラオスにある代表事務所に所属する国連及びその他の国際機関の職員
  - ・二国間政府の協力事業として派遣される専門家又は外国技術者
  - ・ラオス政府に対する援助事業として派遣される外国ボランティア機関の専門家又は外国技術者
  - ・ラオス政府に対する融資契約において、融資に関する情報収集及び事業モニタリングを行うために、派遣される専門家
  - ・セミナー、研修又は講演のために招聘される外国専門家
  - ・大使館、総領事館、領事館、領事事務所及び外交官の私邸に努め、ラオス国民ではない、又はラオスに永住所の無い職員
  - ・援助のための活動計画における重要人物及び名誉資格の者
  - ・本条4号に定めた者の家族員
- 5 観光査証は、観光する目的でラオスに入る外国人及び無国籍者
- 6 短期査証は、次の者に発行する。
  - ・会議、研修又は一時の見学をするためにラオスに入る許可を受けた外国技術者

・父、母、親族、友達の訪問、投資に関する情報収集、商業連絡の目的、及びラオスの法律及び規則に適合したその他の目的でラオスに入る外国人及び無国籍者

- 7 長期査証は、次の者に発行する。
  - ・ラオスに利益のある者を含み、国家の防衛及び建設する使命に対する功労のある者であり、長期滞在する目的でラオスに入る外国人及び無国籍者
  - ・長期滞在する目的でラオスに入る一般の外国人及び無国籍者は、ラオスにある銀行口座に、6か月間以内の滞在场合、少なくとも2万米ドル、一年の滞在场合、4万米ドルがなければならない。
- 8 永住査証は、永久にラオスで生活するために入る許可を受けた外国人及び無国籍者に発行する。
- 9 専門家査証は、次の者に発行する。
  - ・ラオスに業務を遂行するために入る許可を受けた非政府組織(NGOs)の国際機関の専門家及び職員
  - ・政府、民間又はその他の国際機関との請負契約又は事業の委託契約により、入る専門家及び技術者とその家族員
- 10 経由査証は、他の国に渡航するために、ラオスを経由する目的の外国人及び無国籍者に発行する。
- 11 事業査証は、ラオスに投資、又は事業に関する情報収集を行うために入る外国人 事業家とその家族員に発行する。
- 12 学生査証は、ラオスに学習、研究、情報収集又は技術的な研修を行うために入る学生に発行する
- 13 報道査証は、ラオスで取材活動を行う外国人記者に発行する。
- 14 労働査証は、ラオスで労働するために入る外国人及び無国籍者とその家族員に発行する。

## 第21条 ラオス出入国のマルチ査証の受領者

マルチ査証を受領する者は、以下の通りである。

- 1 ラオスの駐在に任命された外交官
- 2 大使館が他国に置かれていたが、ラオス駐在を任命された外交官
- 3 ラオスに60日以下の短期で任期遂行する者
- 4 滞在登録又は身分証明者又は滞在許可を受け、ラオスに61日以上、任務遂行するために入るために入る外国人及び無国籍者
- 5 ラオスに駐在しないが、投資者及び開発者又は事業連絡に来る者を含み、国家の防衛及び建設する使命に対する功労のある外国人及び無国籍者

ラオスのマルチ査証は、滞在登録又は滞在許可証又は身分証明書の有効期間と同様の期限を持つ。ただし、本条の第3及び5号の規定に基づいたマルチ査証は、別の規定に定める。

<sup>4</sup> ラオス語では、「外交関係又は領事的関係」と表現。

<sup>5</sup> ラオス語では、「一枚紙のビザ」と表現。

# 出入国及び在ラオス外国人管理法

外務省は、パスポート及び代用できるその他の渡航文書を発行する。

## 第22条 査証発行権の範囲

在外国のラオス大使館、総領事館、領事館及び領事事務所は、ラオス出入国の条件の揃う外国人及び無国籍者に対し、二次までの観光査証、短期査証及び経由査証を発行することができ、ラオス出入国のマルチ査証を含む他の種類の査証の発行は、外務省からの合意を受けてからでなければならない。

国際出入国港にある到着ビザ部署は、ラオス出入国の条件の揃う外国人及び無国籍者に対し、一次の観光査証、短期査証及び経由査証を発行することができ、他の種類の査証の発行は、外務省からの合意を受けてからでなければならない。

在外国のラオス大使館、総領事館、領事館及び総領事事務所が、観光査証、短期査証及び経由査証を要請した者に関し、活動状況を把握できない場合は、外務省からの意見を求めなければならない。国際出入国港にある到着港部署は、外務省及び治安維持省からの意見を求めなければならない。調停人また調停委員会は、任命を受けた日から数えて15日以内に調停計画のために両当事者の供述を得て、その後経済紛争解決センターまたは事務所にそれを知らせる。

## 第5章 渡航に必要な文書

### 第23条 渡航に必要な文書の種類

渡航に必要な文書は、パスポート、ボーダーパス、緊急ボーダーパス、又は代用できるその他の渡航文書がある。

パスポートとは、ある国の関連機関が発行する国と国の渡航文書である。

ボーダーパスとは、一種の（渡航）文書であり、国際出入国港、地方出入国港及び慣習出入国港において、二国間の国境に接した県へ渡航する目的で、関連機関が自国民に発行し、二国間協定による範囲の制限があり、そして、多数回使用できる文書である。緊急ボーダーパスとは、一種の（渡航）文書であり、国際出入国港、地方出入国港及び慣習出入国港において、二国間の国境に接した県へ渡航する目的で、関連機関が自国民に発行し、二国間協定による範囲の制限があり、そして、一回のみ使用できる文書である。

代用できるその他の渡航文書とは、パスポートに代用する一種の（渡航）文書であり、或る国の関連機関又はラオスに承認する国際機関が発行し、例えば、無国籍者の渡航文書、レセパセ（Laissez-passer）、緊急パスポート及び身分証明書である。

### 第24条 渡航文書発行者の権限範囲

治安維持省は、ボーダーパス及び緊急ボーダーパスを発行する。

## 第25条 渡航文書発行の検討期限

渡航文書発行に対する検討は以下の期限に実施する。

1	外交及び公用パスポート	公務日5日
2	一般パスポート	公務日7日
3	ボーダーパス	公務日2日
4	緊急ボーダーパス	公務日1日

その他の渡航文書発行に対する検討期間は、別の規則に規定する。

## 第III編 経済紛争解決手続の結果の執行

### 第1章

#### 滞在期間の指定及び滞在

### 第26条 滞在期間の指定

出入国港の出入国審査官が、各種類の査証又は二国間協定又は政府の合意に従い、外国人及び無国籍者の滞在期間を指定する。

### 第27条 滞在期間の延長

ラオスに滞在許可を受けた外国人及び無国籍者が、滞在期間を延長する目的があれば、期限の切れる前に、関連の出入国審査官に滞在期間の延長を申し出なければならない。

各種類の査証に対し、毎時の滞在期間の延長において、別の規則に定める。

### 第28条 滞在

訪問又は観光、仕事、或る任務を遂行する活動の目的で、期間限定及びラオスに生活する外国人及び無国籍者は、治安維持省の担当官の許可により、滞在することができる。

### 第29条 滞在施設

滞在施設は、ゲストハウス、ホテル、レンタル・ハウス及び宿泊施設である。

### 第30条 滞在の通知

外国人及び無国籍者は、規則に適合した登録を行う目的で、滞在施設の担当者に、ラオスに入国した際に使用した際に使用した渡航文書又は滞在許可証を通知しなければならない。

# 出入国及び在ラオス外国人管理法

## 第31条 ラオス滞在許可の受領者の義務

ラオス滞在許可を受けた外国人及び無国籍者は、以下の義務がある。

- 1 ラオスの憲法、法律及び規則、美しい伝統・慣習を尊重し、実施する。
- 2 社会の秩序及び治安維持に協力、貢献する。
- 3 安全を保証するために、本法第29条に定められた施設に滞在する。
- 4 法律および規則に定められたその他の義務を実施する。

## 第32条 事業の責任

事業者は、次のような義務がある。

- 1 自分の担当する宿泊施設に滞在する外国人及び無国籍者の渡航文書を複写、記録し、そして24時間以内に関連の担当官及び地方自治体に通知する。
- 2 外国人及び無国籍者に対し、乗り物をレンタルさせることを記録し、そして、観光警察官及びその他の関連機関に通知する。
- 3 外国人及び無国籍者に対し、ラオスの法律及び規則違反したときに、関連の警察官に報告、協力、手助けする。
- 4 自分の責任下にいる外国人労働者について、宿泊場所を配備し、リストを作り、そして、外国人労働者の管理警察官及びその他の関連機関に通知する。

## 第2章

### 外国人及び無国籍者における登録、滞在許可証及び身分証明書の発行

#### 第33条 滞在の登録

ラオスにおいて任務遂行する外国人及び無国籍者に対し、外国人管理警察官が、渡航文書のページに滞在登録の印を押すことにより、毎回90日の滞在期間を、登録する。。

#### 第34条 滞在許可証の発行

ラオスにおいて任務遂行する外国人及び無国籍者、及び法律に従いラオス国民と婚姻登録した個人に対し、外国人管理警察官が、滞在許可証を発行する。

ラオスとリース契約し、又はプロジェクトを運営する投資家、開発事業家において、1年から5年の滞在許可証を受け、そして延長することもできる。

#### 第35条 登録及び滞在許可証発行の条件

ラオスにおいて任務遂行する外国人及び無国籍者に対し、外国人管理警察官が、次の条件に基づいて登録し、滞在許可証を発行することができる。

- 1 6か月以上の有効期限のあるパスポートを保有する。
- 2 配偶者査証（SP-B3）を保有する。
- 3 公用査証（SA2）、任意査証（CB1）、長期査証（IB3）、学生査証（ST-B2）、報道査証（MB2）、専門家査証（EB2）、事業査証（NI-B2）及び労働査証（LA-B2）を保有する。
- 4 関係機関、外国・国内の投資許可を受けた会社、又はラオス政府からコンセッションを受けた会社からの要請者を保有する。
- 5 政府の合意によるその他の査証を保有し、又は二国間協定による無査証。

#### 第36条 滞在許可証及び登録の取り消し

外国人及び無国籍者の滞在許可証及び登録は、かれらが法律及び規則に反する活動を行い、又は指定した目的に適合しない活動を行った際に取り消される。

#### 第37条 滞在許可証の返還

ラオスでの外国人及び無国籍者の任務遂行が終了した際に、機関、プロジェクト、会社及びその他の関係部門は、外国人管理警察局又は県・郡治安維持本部又は出入国港の出入国審査官に通知し、滞在許可証を返還しなければならない。

#### 第38条 滞在許可証の発行

外国人及び無国籍者の出入国、ラオスでの任務遂行、及び渡航文書、滞在許可証、財物の紛失について、治安維持部門が、場合にに応じて証明書を発行する。。

#### 第35条 IDカードの発行

外務省が次のような個人にIDカードを発行する。

- 1 家族員を含め、外交官、領事公務員、国連の代表機関、その他の国際機関の長官、副長官、外交官に相当する特権及び警護権を有する者。
- 2 家族員を含め、大使館、総領事館、領事館及び領事事務所に所属する事務・技術の職員、二国間関係枠組み内の協力事務所に所属する職員、ラオスにある代表事務所に所属する国連及びその他の国際機関の職員、大使館、総領事館、領事館、領事事務所及び外交官の私邸に務め、ラオス国民ではない、又はラオスに永住所の無い職員である。

本条の1号と2号で定めた者で、60日から365日までラオスで任務遂行する場合、外務省は、IDカードを発行しないとする。発行されたIDカードは、ラオスに任務遂行する全期間に使用できる。

# 出入国及び在ラオス外国人管理法

ラオスでの任務遂行が終了した後、大使館、総領事館、領事館、領事事務所、関連の国際機関は、外務省に通知し、該当者のIDカードを返還しなければならない。  
IDカードを要請する手続きについては、別の規定に定める。

## 第IV編

### 在ラオス外国人管理及び出入国の実施

#### 第1章

#### ラオスの出入国の実施

##### 第40条 ラオス出入国の実施機関

ラオス出入国の実施機関は次のようにある。

- ・治安維持省公安総局の出入国審査局
- ・県・郡治安維持本部の出入国審査課
- ・郡・市治安維持本部の出入国審査係
- ・出入国港の出入国審査官

##### 第41条 治安維持省公安総局の出入国審査局の権限及び任務

治安維持省公安総局の出入国審査局は、次の権限及び任務を有する。

- 1 ラオス出入国業に関し、検討、計画を行い、全国的に包括的な状況を把握する。
- 2 ラオス出入国業務及び各出入国港に関し、円滑、迅速、治安確保、安全、及び秩序があるように、全国的に管理、指導、オペレーション、モニタリング、検査及び評価する。
- 3 出入国審査官が、期待や物体の危険性を含み、個人、団体の法律に反した情報証拠を持っている場合、乗り物、個人、団体の渡航を中止、又は停止させる。
- 4 全国的にラオスと国境の接した国際出入国港を通し、出入国を行う目的のラオス国民に対するボーダーパス発行において、指導を行う。
- 5 ラオスに滞在する外国人及び無国籍者に対し、90日以内の滞在期間延長を許可する。ただし、別の規則に定めがあった場合は、この限りではない。そして自分より下級の実施機関に当該業務を指導する。
- 6 法律、関連した規則を普及し、ラオス法律及び規則に反した個人に対し、訓告、戒告、罰金、拘束し、及び基本的な証拠情報を聞き取る調査を行う。
- 7 必要に応じて、規則に従い、ラオス出入国業務において、乗り物、その他の技術的な機材及び武器を使用する。
- 8 ラオス出入国業務において、関連するその他の部門と連携する。

- 9 ラオスの出入国業務において、委任により、外国及び国際機関に対し、連絡、協力する。
- 10 ラオス出入国業務の実施をまとめ、定期的にも上記機関に報告する。
- 11 法律及び規則の定めに基づき、その他の権限を使用し、その他の任務を遂行する。

##### 第42条 県・都治安維持本部の出入国審査課の権限及び任務

県・都治安維持本部の出入国審査課は、自分の管轄範囲において、次の権限及び任務を有する。

- 1 ラオス出入国業務及び県・都内の各出入国港に関し、管理、指導、オペレーション、モニタリング、検査及び評価する。
- 2 ラオス国民へのボーダーパス及び緊急ボーダーパスの発行又は延長の要請書、ボーダーパス及び緊急ボーダーパスを使用した外国人の滞在延長の要請を審査し、上級機関に提案する。
- 3 パスポートを使用し、自分の県・都に滞在するために入り、査証を受領した外国人、無国籍者の滞在延長の要請書を審査し、上級機関に提案する。
- 4 外国人及び無国籍者の滞在及び活動における管理、モニタリング、検査に対し、外国人管理課と連携する。
- 5 外国人及び無国籍者において、リストを作り、統計を作成し管理する。
- 6 出入国審査官が、機材や物体の危険性を含み、個人、団体の法律を反した情報証拠を持っている場合、乗り物、個人、団体の渡航を中止、又は停止させるように上級機関に提案する。
- 7 法律、関連した規則を普及し、ラオスの法律及び規則に反した個人に対し、訓告、戒告、罰金、拘束し、及び基本的な証拠情報を聞き取り調査を行う。
- 8 必要に応じて、規則に従い、ラオス出入国業務において、乗り物、その他の技術的な機材及び武器を使用する。
- 9 ラオス出入国業務において、関連するその他の部門と連携する。
- 10 ラオス出入国業務において、上級機関の委任により、外国に対し、連絡、協力する。
- 11 ラオス出入国業務の実施をまとめ、定期的にも上級機関に報告する。
- 12 法律及び規則の定めに基づき、その他の権限を使用し、その他の任務を遂行する。

##### 第43条 郡・市治安維持本部の出入国審査係の権限及び任務

郡・市治安維持本部の出入国審査係は、自分の管轄範囲において、次の権限及び任務を有する。

# 出入国及び在ラオス外国人管理法

- 1 ラオス出入国業務及び郡・市内の各慣習出入国港に関し、管理、指導、オペレーション、モニタリング、検査及び評価する。
- 2 外国人及び無国籍者の滞在及び活動における管理、モニタリング、検査に対し、外国人管理課と連携する。
- 3 国境にある郡内のラオス国民へのボーダーパスの発行の要請書を審査し、上級機関に提案する。
- 4 外国人及び無国籍者において、リスト及び統計を作り、管理する。
- 5 出入国審査官が、機材や物体の危険性を含み、個人、団体の法律を反した情報証拠を持っている場合、乗り物、個人、団体の渡航を中止、又は停止させるように上級機関に提案する。
- 6 法律、関連した規則を普及し、ラオスの法律及び規則に反した個人に対し、訓告、戒告、罰金、拘束し、及び基本的な証拠情報を聞き取り調査を行う。
- 7 必要に応じて、規則に従い、ラオス出入国業務において、乗り物、その他の技術的な機材及び武器を使用する。
- 8 ラオス出入国業務において、関連するその他の部門と連携する。
- 9 ラオス出入国業務の実施をまとめ、定期的の上級機関に報告する。
- 10 法律及び規則の定めに基づき、その他の権限を使用し、その他の任務を遂行する。

## 第44条 出入国港の出入国審査官の権限及び任務

出入国港の出入国審査官は、自分の管轄範囲において、次の権限及び任務を有する。

- 1 乗客の渡航文書、乗客、及び商品リストに載っていない物体を含めた乗り物を審査する。
- 2 本法律第9条、第12条及び第13条の定めに基づき、条件不十分な個人、団体の渡航を中止、又は停止させるように上級機関に提案する。
- 3 ラオス法律及び規則に反した個人に対し、訓告、戒告、罰金、拘束し、及び基本的な証拠情報を聞き取り調査を行う。
- 4 必要に応じて、規則に従い、ラオス出入国業務において、乗り物、その他の技術的な機材及び武器を使用する。
- 5 ラオス出入国業務において、関連するその他の部門と連携する。
- 6 ラオス出入国業務において、上級機関の委任により、相手の出入国港に対し、連絡、協力する。
- 7 ラオス出入国業務の実施をまとめ、定期的の上級機関に報告する。

- 8 法律及び規則の定めに基づき、その他の権限を使用し、その他の任務を遂行する。

## 第2章

### 在ラオス外国人管理業務の実施

#### 第45条 在ラオス外国人管理業務の実施機関

在ラオス外国人管理業務の実施機関は次のとおりである。

- ・治安維持省公安総局の外国人管理局
- ・県・郡治安維持本部の外国人管理課
- ・郡・市治安維持本部の外国人管理係

#### 第46条 治安維持省公安総局の外国人管理局の権限及び任務

治安維持省公安総局の外国人管理局は、次の権限及び任務を有する。

- 1 外国人管理業務に関し、検討、計画を行い、包括的な状況を把握する。
- 2 円滑、迅速、治安確保、安全、及び秩序あるように、全国的に外国人管理業務を実施する。
- 3 全国的に外国人及び無国籍者の滞在及び活動における管理、モニタリング、検察に対し、出入国審査局と連携する。
- 4 全国的に外国人及び無国籍者において、リスト及び統計を作成し、管理することを指導する。
- 5 法律、関連した規則を普及し、ラオス法律及び規則に反した個人に対し、訓告、戒告、罰金、拘束し、及び基本的な証拠情報を聞き取る調査を行う。
- 6 必要に応じて、規則に従い、ラオス出入国業務において、乗り物、その他の技術的な機材及び武器を使用する。
- 7 本法律の第19条2、3、4、7、9、11、12、13及び14号の査証種類に基づき、外国人及び無国籍者に対し、滞在登録、滞在登録尾延長を行い、滞在許可証を発行する。2号の場合には、二国間協定にも基づき、実施し、自分の下級機関に該当業務を指導する。
- 8 ラオスの法律及び規則に反した外国人及び無国籍者に対し、滞在登録、滞在延長を取り消す。
- 9 外国人及び無国籍者の永久的にラオスでの生活する許可の申請書を審査、検討を行い、上級機関に提案する。
- 10 ラオス国民と外国人及び無国籍者の間の婚姻許可の申請書を審査、検討を行い、上級機関に提案する。
- 11 外国人管理業務において、関連するその他の部門と連携する。
- 9 外国人管理業務において、委任により、外国及び国際機関に対し、連絡、協力する。

## 出入国及び在ラオス外国人管理法

- 10 外国人管理業務の実施をまとめ、定期的な上記機関に報告する。
- 11 法律及び規則の定めに基づき、その他の権限を使用し、その他の任務を遂行する。

### 第47条 県・都治安維持本部の外国人管理課の権限及び任務

県・都治安維持本部の外国人管理課は、自分の管轄範囲において、次の権限及び任務を有する。

- 1 外国人管理業務に関し、管理、指導、オペレーション、モニタリング、検査及び評価する。
- 2 県・都治安維持本部に対し、外国人及び無国籍者の滞在登録、滞在登録延長及び滞在許可証の発行を検討・提案し、登録、滞在許可証の取り消しを提案する。
- 3 外国人及び無国籍者の滞在及び活動における管理、モニタリング、検査に対し、出入国審査課と連携する。
- 4 外国人及び無国籍者において、リストを作り、統計を作成し管理する。
- 5 外国人及び無国籍者の永久的にラオスでの生活する許可の申請を検討し、意見を述べ、上級機関が判断するために提案する。
- 6 ラオス国民と外国人及び無国籍者の間の婚姻許可の申請を検討し、意見を述べ、上級が判断するために提案する。
- 7 法律、関連した規則を普及し、ラオスの法律及び規則に反した個人に対し、訓告、戒告、罰金、拘束し、及び基本的な証拠情報を聞き取り調査を行う。
- 8 必要に応じて、規則に従い、ラオス出入国業務において、乗り物、その他の技術的な機材及び武器を使用する。
- 9 外国人管理業務において、関連するその他の部門と連携する。
- 10 外国人管理業務において、上級機関の委任により、外国に対し、連絡、協力する。
- 11 外国人管理業務の実施をまとめ、定期的な上級機関に報告する。
- 12 法律及び規則の定めに基づき、その他の権限を使用し、その他の任務を遂行する。

### 第48条 郡・市治安維持本部の外国人管理係の権限及び任務

郡・市治安維持本部の外国人管理係は、自分の管轄範囲において、次の権限及び任務を有する。

- 1 外国人管理業務及び郡・市内の各慣習出入国港に関し、管理、指導、オペレーション、モニタリング、検査及び評価する。
- 2 外国人及び無国籍者の永久的にラオスでの生活する許可の延長を検討し、意見を述べ、上級機関が判断するために提案する。
- 3 外国人及び無国籍者の滞在及び活動における管理、モニタリング、検査を行う。
- 4 外国人及び無国籍者において、リスト及び統計を作り、管理する。
- 5 ラオス国民と外国人及び無国籍者の間の婚姻許可の申請に対し、検討を行い、意見を述べ、上級機関が判断するために提案する。
- 6 法律、関連した規則を普及し、ラオスの法律及び規則に反した個人に対し、訓告、戒告、罰金、拘束し、及び基本的な証拠情報を聞き取り調査を行う。
- 7 必要に応じて、規則に従い、外国人管理業務において、乗り物、その他の技術的な機材及び武器を使用する。
- 8 外国人管理業務において、関連するその他の部門と連携する。
- 9 外国人管理業務の実施をまとめ、定期的な上級機関に報告する。
- 10 法律及び規則の定めに基づき、その他の権限を使用し、その他の任務を遂行する。

## 第V編

### 手数料、サービス料、予算

#### 第49条 手数料およびサービス料

手数料及びサービスは、各機関において公布された規則の規定に従い実施する。

#### 第50条 予算

政府は、出入国及び在ラオス外国人管理の業務において、包括的に強化できるように、インフラ整備・建設、事業及び専門的な人材を開発する目的で、予算を共有する。

## 第VI編

### 禁止事項

#### 第51条 外国人管理及び出入国審査官に対する禁止事項

外国人管理及び出入国審査官が以下の行為をすることを禁じる。

# 出入国及び在ラオス外国人管理法

- 1 自分の利益のために、権限及び職務を活用する。
  - 2 法律規定の範囲外に、権限及び職務を濫用する。
  - 3 書類処理の時間を延ばしたり、作業を遅らせる。
  - 4 適切でないマナー、態度で対応する。
- 上記の禁止事項以外に、人民治安維持隊に関する法律にも規定された。

## 第52条 外国人及び無国籍者に対する禁止事項外国人及び無国籍者が以下の行為をすることを禁ずる。

- 1 ラオス出入国を密かに行う。
- 2 他人の渡航文書又は偽造した渡航文書を使用する。
- 3 不適切な滞在又は期間超過の滞在する。
- 4 審査官に不適合な利益を提供する。
- 5 ラオス国内で、事業、労働、職業、又はある業務活動を不許可で行う。
- 6 行政の禁止する地区に侵入する。
- 7 不許可でラオス国民と婚姻する。
- 8 ボーダーパス又は緊急ボーダーパスを使用し、制限区間外へ渡航する。
- 9 国家の安全保障、安全、治安を侵害する。
- 10 国家の美しい伝統文化及び慣習を侵害する。
- 11 法律及び規則に侵害するようなその他の行為をする。

## 第53条 ラオス国民、永住者及び社会組織に対する禁止事項

ラオス国民、永住者及び社会組織が以下の行為をすることを禁止する。

- 1 ラオス出入国を密かに行う。
- 2 外国人及び無国籍者が、ラオスの法律、規則及び美しい伝統文化に反する活動において、連絡、協力、その他の面で手助けする。
- 3 関連機関の許可なしで、外国人及び無国籍者に、自分自身の事業、土地、家屋及び事業の経営書類を貸借させる。
- 4 審査官に不適合な利益を提供する。
- 5 不許可で外国人、永住者及び無国籍者と婚姻する。
- 6 他人の渡航文書又は偽造した渡航文書を使用する。
- 7 不許可で外国人及び無国籍者を雇用する。
- 8 法律及び規則に侵害するようなその他の行為をする。

## 第VII編

### ラオスの法律及び規則違反における解決

#### 第1章

##### 違反者に対する訴訟

## 第54条 捜査の手続き

ラオス出入国の規則に違反したラオス国民、永住者、外国人及び無国籍者を発見した時に、出入国審査官は、基本的な証拠情報を聞き取り調査を行い、必要な場合には、48時間の拘束ができると同時に、飛行に関連する書類、物体、乗り物を押収し、その後事件ファイルをまとめ、捜査の警察に送り、法律に基づき訴訟を行う。

在ラオス外国人管理の規則に違反した永住者、外国人及び無国籍者を発見した時に、外国人管理警察官は、基本的な証拠情報を聞き取り調査を行い、必要な場合に、48時間の拘束ができると同時に、飛行に関連する書類、物体、乗り物を押収し、その後事件ファイルをまとめ、捜査の警察に送り、法律に基づき訴訟を行う。観光客である外国人に対する手続きにおいて、観光警察は本条の第一項と第二河野規定に従い実施する。

## 第55条 永住者、外国人及び無国籍者に対する訴訟における関連担当官の責任感

永住者、外国人及び無国籍者に対し、訴訟手続きを行う出入国審査官、外国人管理警察官、観光警察官及びその他の担当官が、48時間以内に出入国審査局及び外国人管理局に報告しなければならないとし、それから、外務省の領事局に報告する。

永住者、外国人及び無国籍者の死亡した場合、死亡現場に属する担当官が、24時間以内に出入国審査局、外国人管理局及び外務省の領事局に報告とし、それから上級機関又は規則に基づいた関連部署に意見を求める。

## 第2章

### ラオスからの永住者、外国人及び無国籍者の送還

## 第56条 ラオスから送還される永住者、外国人及び無国籍者

ラオスから送還される永住者、外国人及び無国籍者は、次の通りである。

- 1 刑の執行を終えた者。
- 2 恩赦を受けた者。
- 3 違法に入国した者。
- 4 適合しない渡航文書を利用した者。
- 5 ラオスの法律及び規則に違反し、本法律の第13条3号の内容において、実施した者。

本国へ送還する手続きは、規則、ラオスが加盟する国際協定、条約に基づき、実施する。

## 第57条 捜査の手続き

治安維持省は、ラオスから永住者、外国人及び無国籍者を送還する際、関連するその他の部署と連携する。

# 出入国及び在ラオス外国人管理法

ラオスが署名した、又は加盟した多国間条約に基づき、特権及び警護権を有する外国人の送還は、外交ルートにより、解決される。

## 第58条 ラオスからの法律・規則違反者送還の経費

法律及び規則に違反し、送還される者は、ラオスからの渡航の経費について、自ら負担する。

個人、法人及び組織は、該当者をラオスに連れ込んだ場合、ラオスから出る手配の経費について、負担しなければならない。

## 第VIII編

### 出入国及びラオス外国人管理における管理及び検査

#### 第1章

#### 出入国管理及び在ラオス外国人管理

## 第59条 出入国管理及び在ラオス外国人管理機関

政府は、全国範囲で、集中的及び統一的に出入国管理及び外国人管理を行う者であり、治安維持省が直接に委任され、そして、主体的に外務省、労働社会福祉省、その他の部門及び関連の地方自治体と連携し、当該の業務を実施する。

ラオスの出入国管理及び在ラオス外国人管理機関は以下の通りである。

- 1 治安維持省
- 2 外務省
- 3 労働社会福祉省
- 4 その他の部門及び関連の地方自治体

## 第60条 治安維持省の権限と任務

ラオスの出入国管理及び在ラオス外国人管理において、治安維持省は、以下の権限及び任務を有する。

- 1 出入国及び在ラオス外国人の業務について、戦略、政策、法律を検討・作成し、政府が判断するために提案する。
- 2 全国的に、出入国及び在ラオス外国人管理の業務に関する法律、規則を普及、宣伝する。
- 3 永住者、外国人及び無国籍者において、リスト及び統計を作って管理し、活動をモニタリング、検査及び問題解決することを指導する。
- 4 全国的に、出入国審査警察、外国人管理警察及び観光警察に対し、指導、先導、オペレーション、モニタリング、検査を行う。
- 5 ラオス国民と永住者、外国人及び無国籍者の間の婚姻許可の申請について、検討を行い、意見を述べる。
- 6 外国人及び無国籍者の永久的にラオスでの生活する許可の発行又は取消しを検討する。

- 7 乗り物、武器、近代的技術・テクノロジーの機材を配置し、適切な予算を共有する。
- 8 永住者、外国人及び無国籍者の死体及び事件発生現場の検証を指導する。
- 9 ラオスの出入国及び在ラオス外国人の業務について、職員・戦闘員に対し、専門的に育成、補強、能力向上を行う。
- 10 外国人及び無国籍者に関係する重要な業務及び問題解決の手続きについて、検討、相談、連携する。
- 11 出入国及び外国人管理業務について、外国、地域及び国際機関に対し、連絡、協力する。
- 12 出入国及び外国人管理業務野実施をまとめ、定期的に政府に報告する。
- 13 法律及び規則の定めに基づき、その他の権限を使用し、その他の任務を遂行する。

## 第61条 外務省の権限と任務

ラオスの出入国管理及び在ラオス外国人管理において、外務省は、以下の権限及び任務を有する。

- 1 自分の責任は以内において、出入国及び在ラオス外国人管理の業務に関する法律、規則を普及、宣伝する。
- 2 ラオス国民の外交旅券、公用旅券、一般旅券及び代用できるその他の渡航文書に関し、発行、取消し、又は取り下げる。
- 3 不完全な旅券を持ち、旅券を盗難され、又は紛失した外国人及び無国籍者に対し、新たな旅券を受領してから、出国査証を発行、又は取消しする。
- 4 外国人及び無国籍者に対し、出入国のマルチ査証を発行、又は取消す。
- 5 ラオス国民と外国人及び無国籍者の間の婚姻許可の申請について、検討を行い、意見を述べる。
- 6 外国人及び無国籍者の永久的にラオスでの生活する許可の申請について、検討を行い、意見を述べる。
- 7 外国にあるラオス大使館、総領事館、領事館及び全国の国際出入国港にある到着ビザ部署が、外国人及び無国籍者に対し、発行した全種類の出入国査証を修正、又は取消しする。
- 8 ラオスの全種類の旅券に関する有効期間の延長、取消し、取り下げ、修正又は追加について、外国にあるラオス大使館、総領事館及び領事館を指導し、ラオスの出入国査証業務については、全国の国際出入国港にある到着ビザ部署を指導する。
- 9 家族員を含め、在ラオスの外交職員、国連の代表機関の長官、副長官、その他の国際機関の長官、副長官へのIDカード発行について指導する。

# 出入国及び在ラオス外国人管理法

- 10 出入国及び在ラオス外国人管理に関する技術管理を指導する。
- 11 ラオスの出入国及び在ラオス外国人の管理の実施について、下位機関の指導、モニタリング、検査を行う。
- 12 ラオスの出入国及び在ラオス外国人の業務について、職員・公務員に対し、専門的に育成、補強、能力向上を行う。
- 13 国際的な基準に沿って、ラオスの旅券の基準を引き上げる。
- 14 出入国及び在ラオスの外国人管理業務について、外国、地域及び国際機関に対し、連絡、協力する。
- 15 出入国及び外国人管理業務の実施をまとめ、定期的に政府に報告する。
- 16 法律及び規則の定めに基づき、その他の権限を使用し、その他の任務を遂行する。

## 第62条 労働社会福祉省の権限と任務

ラオスの出入国管理及び在ラオス外国人管理において、同労働社会福祉省は、以下の権限及び任務を有する。

- 1 自分の責任は以内において、出入国及び在ラオス外国人管理の業務に関する法律、規則を普及、宣伝する。
- 2 ラオスで働く外国人労働者について、情報収集・リスト作成し、管理、モニタリング、検査について指導する。
- 3 輸入の割り当ての許可を検討し、外国人労働者に対する労働許可証登録及び発行について指導する。
- 4 外国人労働者の輸入及び仕様に関する期間を指定する。
- 5 中央及び地方にあるその他の関連部門と連携し、外国で働くラオス人労働者及びラオスで働く外国人労働者を監視する。
- 6 ラオスの外国人労働者管理業務について、職員・公務員に対し、専門的に育成、補強、能力向上を行う。
- 7 外国人労働者管理及び問題解決において、治安維持省、外務省と連携する。
- 8 外国人労働者管理業務について、外国、地域及び国際機関に対し、連絡、協力する。
- 9 外国人労働者管理業務の実施をまとめ、定期的に政府に報告する。
- 10 法律及び規則の定めに基づき、その他の権限を使用し、その他の任務を遂行する。

## 第63条 関連の地方自治体及びその他の部門の権限及び任務

ラオスの出入国管理及び在ラオス外国人管理において、教育スポーツ省、農林省、保険証のようなその他の部門及び関連の地方自治体は、自分の管轄範囲において、次のような権限及び任務を有する。

- 1 外国人及び無国籍者について、情報収集・リスト作成し、及び管理を行う。
- 2 治安維持部門に外国人及び無国籍者のリストを通知する。
- 3 外国人及び無国籍者の法律及び規則を反した問題を解決するために、治安維持部門、外務省及び県・郡の局と連携する。
- 4 ラオス国民と外国人及び無国籍者の間に婚姻証明書を発行する。
- 5 法律及び規則の定めに基づき、その他の権限を使用し、その他の任務を遂行する。

## 第64条 個人及び法人の責任

外国人及び無国籍者に関係のある個人及び法人は、次の責任を有する。

- 1 ラオスへの入国日から出国日まで、自分の責任範囲の外国人及び無国籍者を管理する。
- 2 治安維持部門に自分の責任範囲内の外国人及び無国籍者のリストを通知する。
- 3 外国人及び無国籍者の法律及び規則を反した問題を解決するために、治安維持部門に協力する。
- 4 ラオス国民と外国人及び無国籍者の間に婚姻証明書を発行する。
- 5 法律及び規則の定めたその他の責任を有する。

## 第2章

### 在ラオス外国人管理及び出入国の検査

#### 第65条 検査機関

検査機関は、以下のよう構成される。

- 1 内部検査機関は、本法律の第59条に定められた出入国管理及び在ラオス外国人管理機関と同様の機関である。
- 2 外部検査機関は、中央、県の国防・治安維持委員会及び関連法律に定められたその他の機関である。

#### 第66条 検査内容

検査は、以下の内容である。

- 1 ラオスの出入国及び外国人管理における担当官の権限及び任務の実施。
- 2 ラオスの出入国及び外国人管理において、支援政策の実施及び法律並びに規則を違反した者に対する措置の使用。

# 出入国及び在ラオス外国人管理法

## 第67条 検査種類

検査は、以下の種類がある。

- 1 通常計画の検査
- 2 事前に通知する計画外の検査
- 3 臨時抜き打ち検査

通常計画の検査とは、定期的・計画的に実施する検査で、検査内容期間を被検査者に通知する検査である。

事前に通知する検査とは、事前に計画されていない検査で、検査前に被検査者に通知する検査である。

臨時抜き打ち検査とは、緊急時に実施する検査で、事前に被検査者に通知しない検査である。

ラオスの出入国及び外国人における検査手続きは、法律及び規則に従い、厳密に実施する。

## 第IX編

### 功労者への支援政策及び違反者に対する措置

#### 第68条 功労者への支援政策

本法律の執行において、功労のある個人、法人及び組織は、規則により褒賞又はその他の支援政策を受ける。

任務遂行に当たり功労のあった職員又は警察官は、英雄称号、優秀戦闘員、勲章、記章、表彰、昇級、昇任、勉強向上を始めとする適切な褒賞及び法律並びに規則にしていたその他の支援政策を受ける。

出入国及び在ラオス外国人管理の業務において、功労のある永住者、外国人及び無国籍者は、規則により褒賞を受ける。

#### 第69条 違反者に対する措置

本法律に反し、社会、他人の生命、健康、財産に損害を与え、国家の治安及び社会の秩序にに影響を与えた個人、法人又は組織は、刑の軽・重に基づき、訓告、戒告、懲戒の処分、罰金、又はラオスの法律及び規則に基づき訴訟を提起される。

#### 第70条 訓告措置

滞在の不適合、渡航文書の汚れ、査証ページの汚れ、読むことができない、滞在許可証又は身分証明書の汚れ、禁止地区の侵入のような軽い刑において、本法律に反した個人、法人又は組織は、訓告及び戒告の措置を受ける。

#### 第71条 懲戒措置

本法律第51条に定められた禁止事項をはじめとする本法の規則に反し、しかし軽微で刑事犯罪ではなく、大きな損害ではないが、誠実に報告しない、自分の罪から逃避した公務員は、公務員規則に基づき、懲戒措置を受ける。

## 第72条 罰金措置

本法律に反した個人、法人又は組織は、次の場合、罰金に処せられる。

- 1 不適合の渡航文書を用い、ラオスに出入国する。
- 2 当局が指定した出入国港で出入国しない。
- 3 範囲外でボーダーパス及び緊急ボーダーパスを使用する。
- 4 当局が許可した期間を超えて滞在する。
- 5 当局がしていた目的に反した内容で働く。
- 6 不許可で事業及び労働する。
- 7 法律や規則に反した内容で、ラオス国民及び永住者に影響許可を借りる、又は貸す。
- 8 利益を得るために、不許可又は政府がラオス国民を保護するためと指定する職業に就職する。
- 9 労働査証、労働許可証及び滞在許可証を有しない外国人及び無国籍者を働かせる。
- 10 外国人及び無国籍者の滞在を通知しない
- 11 外国人労働者を受け入れたが、管理がなく、当局の指定した目的外で、使用している。
- 12 法律や規則に沿った婚姻登録をしないで、家族を作り、同居又は婚姻する。
- 13 ラオスに潜伏する意思がある。

## 第73条 民事上の措置

本法に違反をし、生命、健康、他人、政府又は公の財産に対し損害を与えた個人、法人又は組織は、自分の起こした損害を賠償しなければならない。

## 第74条 刑事上の措置

刑事的な非行で、本法に反した個人は、刑法及び刑罰を定めたその他の法律の規定に基づき、処罰される。

## 第X編

### 最終規定

#### 第75条 施行

ラオス人民民主共和国の政府が本法律を施行する。

#### 第76条 発効

本法律は、ラオス人民民主共和国国家主席が国家主席令を公布し、官報掲載の後15日後に発効する。

本法律に矛盾する政令及び規定はすべて無効である。

# 出入国及び在ラオス外国人管理法

国民議会 議長